

## 仙台市地下鉄東西線国際センター駅上部施設運営等事業者募集 質問及び回答（平成 30 年 9 月 21 日現在）

※番号 11～16 が追加されました。

番号	質 問	回 答
1	屋外テラス北側の階段は、機械警備が施されているとともに普段は開放されていないが、事業者による運営となった場合でも、開放せず閉めた状態で運用しなければならないのか。	屋外テラス北側の階段を開放し運用することは可能です。ただし、本件建物のセキュリティ上、閉館時間中は閉鎖する必要があります。
2	現状変更の条件として、2階フロアに個室を設けてはならないということだが、屋外テラスに個室を設けることは可能か。	テント等の臨時的な個室を、屋外テラスに設置することは可能です。 一方、固定的または常設の個室については、運営事業者としての選定後、市と協議させていただきます。消防等関係機関への確認とともに広瀬川橋梁や青葉山の眺望の確保等を踏まえ、検討してまいります。
3	屋外テラスと、多目的スペース等からなる屋内部分の利用時間は、常に同一としなければならないのか。	屋外テラスと屋内部分の利用時間は、常に同一とする必要はありません。 なお、原則として、本件建物の使用時間（利用時間）は地下鉄国際センター駅の営業時間内としますが、駅 1 階コンコースへの進入防止等の対策を講じ、かつ、仙台市交通局と協議のうえで地下鉄営業の支障とならないことを確認したうえで、地下鉄国際センター駅の営業時間外での使用(利用)も可能と考えております。
4	現在、2階厨房スペースで営業するカフェ事業者は来年度以降も継続の予定なのか。	このたびの募集では、厨房スペースを含む本件建物の運営等事業者を募集していますので、現在のカフェ事業者の継続を前提としていません。
5	本件建物の清掃や設備管理を請け負うことは可能なのか。	募集要項 12 ページの「その他市が負担する維持管理事項」は、選定された運営事業者への業務委託を確約するものではありません。市は、選定された運営事業者と協議するとともに、市の業務委託契約のルールや事務手続きに沿ったうえで、適切に業務委託契約を行います。 なお、提案の中で、施設維持管理を自社で行うことができる等、施設維持管理に対する考え方や実施体制を記載してください。

6	<p>これまで本件建物で開催された、音を出すイベントの過去の実績について、音量の制限は何デシベル以下としていたのか。また、音量に対する苦情が寄せられた時間帯はあるか。</p>	<p>これまでの運用では、大音量を伴うイベント開催はできないと案内していましたが、何デシベル等の具体的な基準は設けていませんでした。また、本件建物で開催したイベントの音に対する苦情が寄せられたことはありません。</p> <p>今後もイベント開催にあたっては、地下鉄営業の妨げ或いは近隣への迷惑とならないようにする必要があります。</p> <p>なお、現在、本件建物で使用するマイクは有線マイクを使用しています。仙台国際センターでの無線マイク使用による混線を避けるために、今後も本件建物では有線マイクの使用を前提としていただきます。</p>
7	<p>施設の貸出し事業について、これまで市が、専ら営利を目的とする催事への貸出しを行っていなかったように、運営事業者が考える趣旨や目的に合致する催事または主催者に対して、優先的に貸出したり、条件面で差を設けることなどは構わないか。</p>	<p>運営事業者が考える趣旨や目的に合致する催事または主催者に対して、優先的に貸出したり、条件面で差を設けることなどは可能です。</p> <p>ただし、市では、本件建物はどなたでも入ることができ、楽しむことができる施設とし、特定の方や団体のみが利用する施設とならないことを基本的な方向性として考えています。</p> <p>このことから、施設の貸出しについての条件面の具体的な設定にあたっては、選定された運営事業者と協議をさせていただきたいと考えております。</p>
8	<p>本件建物の近隣には仙台国際センター以外にも、いくつか公共施設があるが、それらの公共施設との連携を図ることは、どの程度求められるのか。</p>	<p>このたびの募集では、公共施設との連携を行うことについて、条件や基準は設けていません。</p> <p>しかしながら、公共施設間で連携した取り組み等が行われ、相乗効果が生まれること等は、市としても有意義なことと考えますので、提案の中でその考え方や実施体制を自由に記載してください。</p>
9	<p>屋内階段と2階フロア鉄柵部分に広告掲出は可能なのか。</p>	<p>広告掲出は可能です。ただし、掲出位置や規模、及び建物内誘導サインとの誤認を避けるためのデザイン等について、運営事業者としての選定後、市と協議させていただきます。</p>

10	2階屋外テラスで火気の使用は可能なのか。	<p>本件建物は、原則として火気の使用はできません。</p> <p>ただし、2階屋外テラスでの火気の使用については、催事等の事案ごとに、①市との協議を行い、②所轄消防署に相談及び申請等手続きをしたうえで所轄消防署長が火災予防上支障がないと認めたとき、使用できる場合があります。</p>
11	<p><u>募集要項 8 ページ・(4) 催事等への貸出による利用日数等-【これまでの貸出利用の傾向等】</u></p> <p>『専ら営利目的の利用』に貸出していなかった」とありますが、興行場法の申請・許可を取って、多目的スペースや外部テラスをイベント使用していますか？</p> <p>【補足】観覧場用途の建物でなくとも、その一部を一定以上の期間、イベント等の集客目的で使用する場合は興行場の許可対象になる場合が想定されます。興行場の詳細は下記にありますが、保健所管轄ですので、収容人員に応じたトイレ数や環境衛生が規制対象になります。</p> <p><a href="http://www.city.sendai.jp/sekatsuese/jigyosha/kankyo/shokuhin/shisetsu/kogyo.html">http://www.city.sendai.jp/sekatsuese/jigyosha/kankyo/shokuhin/shisetsu/kogyo.html</a></p>	<p>これまでの運営において、興行場法に基づく許可を取って、多目的スペースや外部テラスをイベント使用したことはありません。</p>
12	<p><u>募集要項 9 ページ・(1) 事業の基本的方向性-①</u></p> <p>「施設及び周辺地区の賑わいの創出」とありますが、国際センター駅の南北に隣接するオープンスペースはイベント開催などで一体的な活用を想定してもよろしいでしょうか？</p>	<p>国際センター駅北側の「せんだい青葉山交流広場」と、国際センター駅から仙台国際センター間の広場の一体的な活用を想定することは構いません。</p> <p>なお、両広場の使用に際して、「せんだい青葉山交流広場」は国際センター指定管理者への手続きが、また、国際センター駅から仙台国際センター間の広場については、国際センター指定管理者または市の許可等手続きが必要になります。</p>
13	<p><u>募集要項 12 ページ・②その他市が負担する維持管理事項</u></p> <p>施設運営事業者への業務委託を想定している維持管理業務は、現状で市が負担している金額はいくらでしょうか？</p>	<p>「質問番号 13 の回答別紙」をご参照ください。</p>

14	<p><u>募集要項 14 ページ・(3) その他-②</u></p> <p>「運営事業者が行おうとする本件建物の改造・改修等の現状変更について、市が直接行うことが必要と判断した場合、市がその現状変更を行います」とありますが、列車走行に伴う音に対する利用者からの苦情等が多く、本件建物（特に、多目的スペース）の当初からの構造的な問題であります。</p> <p>多目的スペースの防音・遮音にかかる現状変更については、「市が直接行うことが必要と判断」するケースとなりますか？</p>	<p>ご質問にあるような、多目的スペースの防音・遮音にかかる現状変更について、市が実施することは考えておりません。</p> <p>なお、募集要項 7 ページ、(3) 本件建物にかかる容認事項 ①に記載のように、本件建物の貸付けを受ける際は、「列車走行に伴う走行音、構内放送、警告音、固体音、低周波等が発生すること」についてご容認いただくこととしております。</p>
15	<p>本件建物の建築確認申請時の各スペースの用途を教えてください。</p>	<p>「質問番号 15 の回答別紙」をご参照ください。この図面内で、朱書き名称が申請時の用途です。各スペースのうち、朱書きがないものは申請時と同じです。</p>
16	<p><u>募集要項 11 ページ・(3) 維持管理における市の負担</u></p> <p>募集要項 12 ページにある維持管理事項の表に関して、それぞれの事項に関する仕様書を見せていただくことはできますでしょうか？</p> <p>また、それぞれの事項に関してそれぞれ現状経費がどれくらいかかっているかを教えていただくことはできますでしょうか？</p>	<p>仕様については「質問番号 16 の回答別紙」をご参照ください。</p> <p>経費については「質問番号 13 の回答別紙」をご参照ください。</p>